

事務連絡
令和5年9月7日

関係都道府県及び政令市
水産関係公共土木施設等災害復旧事業担当課長 殿

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
水産施設災害対策室長

台風第13号に対する備えと被害報告等について

平素より、水産関係公共土木施設等災害復旧事業に関して特段のご理解、ご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、気象庁から「台風第13号について」が発表され、東日本では土砂災害に厳重に警戒、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫、高波に警戒が必要とのこととです。

貴管下の漁港・海岸保全施設、漁業用施設、共同利用施設における防災上の適切な措置及び工事中の各施設について必要な安全対策を講じていただくようお願いします。

また、港内に停係中の漁船の上架、係留の強化など被害防止対策を講ずることについて、漁港管理者として指導等をお願いします。

令和元年台風第15号では、施設等の直接被害はもとより、その後の停電により水産業へ多大な被害が生じました。このような状況を踏まえ、事前に冷凍・冷蔵施設や蓄養施設等のための非常用電源の確保や点検等を行うとともに、冷凍・冷蔵施設においては開閉を控えるなどの対策を講じていただくようお願いします。

災害関係の事務については、災害発生後迅速に対応する必要があることから、速やかに調査を実施する必要がありますが、人命第一の観点から、暴風雨時、高波浪時においては状況が収まるまで見回りは行わないで下さい。また、調査に当たっては、危険な箇所は無理をせず、安全に十分な配慮を行って下さい。

調査結果については、漁港関係公共土木施設災害復旧事業事務要領（漁港・海岸保全施設）、漁業用施設災害復旧事業事務取扱要領（漁業用施設）、農林水産業共同利用施設災害復旧事業事務取扱要綱（共同利用施設）により速やかに水産庁 防災漁村課 水産施設災害対策室までご報告下さい。

なお、早急な対応が求められる場合には、水産庁と協議の上、応急工事（査定前着工）を実施し、被害の拡大防止等に努めるようお願いします。

なお、各都道府県におかれては、このことについて貴管下市町村（政令市を除く。）に周知いただきますようお願いします。

【災害報告連絡先】 水産施設災害対策室 梅津、田中、水場、菊地、小橋川
Tel:03-3502-5638(直通) Fax:03-3581-0325
mail : suisan_saigai@maff.go.jp

【応急工事連絡先】 水産施設災害対策室 米山、佐々木
Tel:03-3502-5638(直通) Fax:03-3581-0325
mail : suisan_saigai@maff.go.jp

重大、重要な災害又は応急対応が必要な災害が発生した場合は、水産施設災害対策室の携帯電話（090-5408-1617）または、下記の個人 PHS 直通番号へご連絡下さい。

【個人 PHS 直通】

03-3502-8181 をダイヤル後、ガイダンスに従い次の（ ）の番号を入力。
梅津（84856）、田中（85918）、米山（86808）